

【四国支部における電話相談員更新条件】

電話相談員の皆様は、四国支部で開催される「電話相談員養成研修(24時間)」修了後に電話相談員として四国支部に登録されています。

登録年度(電話相談員養成研修の全課程修了年度)の翌年度から3年間に下記の更新条件(2種類)を満たすことが更新条件になります。更新年度に更新条件を満たすことができなかった場合は、電話相談員の登録抹消となります。

【重要】2017年度に電話相談員「更新」初年度

対象者：電話相談員養成研修2014年度(2015年3月末)までの受講修了者

* 四国支部HPから「電話相談員更新報告書と登録プロフィール」に記入後、四国支部にデータをメールで送付提出。 電話相談員更新条件を満たすことで更新。

提出締切日：2018年3月20日までに提出

四国支部電話相談員更新条件(3年毎の更新の間に下記の①②を満たすこと)

- ① 毎年実施される「電話相談員スキルアップ研修」を1回以上受講
- ② 下記のaまたはbを満たすこと

a. 「四国支部がおこなう電話相談事業活動」への1回以上の参加

四国支部および各事務所で契約または実施される電話相談事業

例：協会事業「働く人の電話相談室」、四国支部事業「11/23働く人の電話相談室」

b. 電話相談報告および事例検討会への1回以上の参加

各県事務所で2回開催(10月と12月)

【2017年度予定 四国支部電話相談員更新対象】

① 電話相談員スキルアップ研修

【開催日】2017年12月23日(土・祝)9:30~16:30

【対象】会員で産業カウンセラー有資格者

【備考】電話相談員更新条件の対象研修

② a. 「四国支部がおこなう電話相談事業活動」

●2017自殺予防ダイヤル相談「働く人の電話相談室」電話相談 自殺予防週間の3日間
2017年9月8日(金)~9月10日(日) 午前10時~午後10時 *4県事務所にて実施

●2017年11月23日(木・祝)「働く人の23時間電話相談室&無料カウンセリング(予約制)」

b. 「電話相談報告および事例検討会」

2017年度「電話相談報告および事例検討会」各県の日程 *2回開催(10月と12月)

愛媛<開催場所：四国支部研修室>

① 10月28日(土)13:30~16:30 ② 12月7日(木)18:30~21:30、

香川<開催場所：木内ビル3F会議室>

① 10月4日(水)18:30~21:30 ② 12月2日(土)13:00~16:00

高知<開催場所：高知事務所>

① 10月25日(水)18:15~21:15 ② 12月3日(日)8:30~11:30

徳島<開催場所：徳島事務所>

① 10月25日(水)18:30~21:30 ② 12月3日(日)9:00~12:00